



各 位

平成 2 8 年 5 月 1 3 日

会社名 株式会社 中国 銀行
代表者名 取締役頭取 宮 長 雅 人
(コード番号：8 3 8 2 東証 1 部)
本社所在地 岡山市北区丸の内一丁目 15 番 20 号
問合せ先 執行役員総合企画部長 平 本 辰 雄
(電話：0 8 6 - 2 2 3 - 3 1 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

中国銀行(岡山市北区丸の内一丁目 15 番 20 号 頭取 宮長 雅人)では、平成 2 8 年 5 月 1 3 日(金)開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 2 8 年 6 月 2 4 日開催予定の第 1 3 5 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当行は、平成 2 8 年 4 月 2 7 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示をしておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、ならびに取締役および取締役会に関する規定の変更等を行います。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、業務執行を行わない取締役との間でも、責任限定契約の締結が可能となっているため、定款第 25 条の変更を行います。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数等の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙(現行定款・変更案対照表)のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 2 8 年 6 月 2 4 日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 2 8 年 6 月 2 4 日(金曜日)

以 上

本件に関するお問い合わせ先(TEL 086-223-3111)
広報CSRセンター 大家(内線1910)・山本(内線1702)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当銀行の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当銀行の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、<u>14</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当銀行の監査等委員である取締役は、8 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 .取締役会は、その決議によって会長 1 名、副会長若干名、頭取 1 名、副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 .取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から会長 1 名、副会長若干名、頭取 1 名、副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 25 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 25 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</p>
<p>第 26 条 ~ 第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条 ~ 第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 28 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 .取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 28 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 .取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 29 条 当銀行は、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(相談役、顧問)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>(相談役、顧問)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員数)</p> <p>第 31 条 当銀行の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 後
<p><u>(報酬等)</u> 第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u> 第 35 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める限度額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 計算 第 39 条 ~ 第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 計算 第 35 条 ~ 第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u> <u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> 第 1 条 当銀行は、会社法第 426 条第 1 項の規程により、取締役会の決議によって、平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前までの社外監査役 (社外監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。</p>